

令和3年度 一般財団法人茨城県社会保険協会事業計画

基本方針

本協会は、茨城県下における健康保険、厚生年金保険等の各種社会保険制度の被保険者及び被扶養者の健康と福利を増進し、社会保険制度の普及発展及び事業の円滑な運営に資するため、次の事業を実施する。

1. 会議関係

(1) 本部

- ア 理事会の開催
- イ 評議員会の開催
- ウ 監事会の開催
- エ 広報誌「社会保険いばらき」の企画及び編集会議の開催
- オ 全国社会保険協会連合会主催の社会保険協会地区別会議及び関東地区社会保険協会会議への出席

(2) 支部

- 幹事会の開催

2. 社会保険制度の普及宣伝関係

(1) 広報

- ア 社会保険制度の普及と円滑な運営に寄与するため、日本年金機構年金事務所及び全国健康保険協会茨城支部と連携を図り、広報紙「社会保険いばらき」を毎月発行（会員事業所へ年6回送付）し、茨城県内の年金事務所及び全国健康保険協会茨城支部、茨城県社会保険労務士会等の関係機関に配布し制度周知に努める。
- イ 健康保険及び年金保険各制度の周知徹底を図るため、冊子「社会保険の事務手続」の配布及び各種健康づくりチラシを作成配布し、健康づくり事業の推進に努める。

ウ 社会保険協会のホームページにより、事業内容や収支決算等の情報公開を行うとともに、日本年金機構年金事務所及び全国健康保険協会茨城支部の広報事業に協力する。

(2) 社会保険事務講習会及び年金委員・健康保険委員研修会等への協力

健康保険及び年金保険各制度の周知徹底を図るため、日本年金機構年金事務所、全国健康保険協会茨城支部が開催する事務講習会及び研修会等に冊子、ファイル、リーフレット、パンフレット等を配布し、社会保険制度の円滑な運営に寄与する。

(3) 年金セミナー・健康管理講座の開催

被保険者及びその配偶者、社会保険事務担当者を対象に退職後に向けた年金制度の周知及び健康管理に関する講習会を開催する。

3. 健康づくり事業関係

(1) 健康づくり・体力づくり講習会の開催

健康運動指導士・管理栄養士等を事業所に派遣し、職場の健康づくりや体力づくりの指導講習会を実施して健康管理等に対する意識の高揚を図る。

(2) 健康づくり散策の開催

健康づくり散策を開催し、心身の健康増進を図る。

(3) トレーニング施設の利用補助

被保険者及びその家族の健康増進を目的として次の茨城県内各施設と契約し、温水プール・風呂とトレーニングマシンにより体力づくりを奨励し健康増進を図る。(利用期間 令和3年10月 ～ 令和4年3月)

- ① とっぷさんて大洋 (鉾田市)
- ② ほっとパーク鉾田 (鉾田市)
- ③ つくばウェルネスパーク (つくば市)
- ④ ほっとランドきぬ(下妻市)
- ⑤ 筑西遊湯館(筑西市)
- ⑥ 笠松運動公園管理事務所 (ひたちなか市)

(4) 冬季の体育奨励

契約保養所である中ノ沢温泉「磐梯西村屋」で「スキー」や「クロスカントリー」など「冬山の家」を開設、また、「笠松運動公園スケートリンク」と契約し、冬季の健康増進を奨励する。

4. 保健施設事業関係

(1) 契約保養所

被保険者及び家族の保養を目的として、次の施設と契約し健康増進に努める。

- ① 袋田温泉「思い出浪漫館」(太子町)
- ② 大洗ホテル(大洗町)
- ③ 中ノ沢温泉「磐梯西村屋」(福島県耶麻郡北塩原村)
- ④ ヘルシーパル赤城(群馬県渋川市)
- ⑤ 鳴子やすらぎ荘(宮城県大崎市鳴子温泉)
- ⑥ 箱根嶺南荘(神奈川県足柄下郡箱根町)
- ⑦ サンポートみさき(神奈川県三浦市)
- ⑧ やいずマリンパレス(静岡県焼津市)

※久慈サンピア日立(日立市)は、令和2年4月より改装工事(令和3年9月まで)のため休館。令和3年度は契約できません。

(2) その他の施設

次の各事業において、被保険者及び家族の心と体の健康保持を目的として、施設利用の補助を行う。

ア 潮干狩り利用補助(千葉県木更津市江川海岸)(期間 令和3年3月下旬～7月上旬)

イ 夏季プール利用補助(期間 令和3年7月～8月)

- ① いこいの村潤沼(銚田市)
- ② 久慈サンピア日立(日立市) ※夏季プールは営業する予定あり。
- ③ フォレスパ太子(太子町)
- ④ 土浦市水郷プール(土浦市)

ウ 果樹園利用補助(期間 令和3年8月下旬～11月中旬)

① 千代田果樹観光協会（かすみがうら市）

② レジャー農園会（かすみがうら市）

エ 東京ディズニーランド・ディズニーシー入園補助（千葉県浦安市）（期間 令和3年7月 ～ 令和4年3月）

オ 室内楽のタベ （下館支部管内事業所を対象）（令和3年10月筑西市にて開催予定）

5. 社会保険関係団体等への協力助成

社会保険制度の普及発展に寄与している関係団体に対し、次のとおり協力助成を行う。

- （1）日本年金機構年金事務所及び全国健康保険協会茨城支部と連携を図り、社会保険制度の健全な運営に寄与する。
- （2）茨城県社会保険委員会連合会及び各社会保険委員会の事業に対し助成を行い、社会保険（年金）委員会事業の推進に寄与する。
- （3）茨城県年金協会連合会の事業に対し助成を行い、年金受給者の福祉向上の推進に寄与する。

6. その他

- （1）本協会支部、全国社会保険協会連合会及び各都道府県協会と連携を密にし、事業運営の円滑化を図る。
- （2）本協会事業及び社会保険制度の広報を積極的に行い、協会加入の促進及び会費の収納を図る。
- （3）契約保養所等の利用促進を目的とした広報活動を行う。